

定価(消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第六十号

平成二十年
十月六日

月 曜 日

目次

選挙管理委員会

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程	一
政治団体の名称等の届出	三
収支報告書の要旨の公表の一部訂正	四
公職選挙法第十八条第二項の規定に基づく開票区の設定(四件)	五

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第二号

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十月六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等施行規程(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第三号)の一部を次のように改正する。

第二十八号様式その五の表備考以外の部分を次のように改める。

名簿登載者の氏名及び 当選人となるべき順位		(ふりがな) 略称	(ふりがな) 名簿届出政 党等の名称	衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等揭示 何選挙管理委員会
	順位			
	氏名 (ふりがな)			
	順位			
	氏名 (ふりがな)			
	順位			
	氏名 (ふりがな)			
	氏名 (ふりがな)			

年 月 日 執行

第二十八号様式その五の表備考1中「箇所の」を「箇所における」に改め、同表備考2中「右」を「上」に改め、同表備考3を次のように改める。

3 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登録者の氏名」については縦書きとし、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付し、「当選人となるべき順位」については横書きとすること。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

平成二十年十月六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海治夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
小須田稔後援会「みのる塾」	小須田 稔	小須田 牧	北杜市高根町清里三五四五	平成二十年九月五日	平成二十年九月十日
高野敏彦後援会	小林 祥一	高橋 完	南巨摩郡身延町常葉六二七一	平成二十年九月六日	平成二十年九月十二日
恒友会	篠原日出男	渡辺 勇雄	笛吹市八代町北一六一七	平成二十年九月六日	平成二十年九月十六日
中村まさひこ後援会	矢野 正明	矢野 孝友	笛吹市御坂町井之上一三三二	平成二十年九月十日	平成二十年九月十七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区 分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	慈英会	石井 脩徳		上野原市上野原二六八三	平成二十年九月一日	平成二十年九月十七日
旧		畑野 悦男		上野原市上野原一〇〇	平成二十年九月十四日	平成二十年九月十九日
新	自由民主党塩山支部		曾根 益彦		平成二十年九月十四日	平成二十年九月十九日
旧			相沢 孝治		平成二十年九月十四日	平成二十年九月十九日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
両宮年江とともに歩むMOM の会	樋川 武 芳	中 沢 利 夫	甲府市和戸町一一九五 二	平成十九年 六月三十日	平成二十年 九月二十五日

山梨県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による収支に関する報告書について、民主党山梨県第3区総支部、地域政策研究会及び一友会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定による収支報告書の要旨の公表（平成二十年九月二十四日山梨県選挙管理委員会告示第三十四号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十年十月六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新 海 治 夫

収支報告書の要旨の公表中、民主党山梨県第3区総支部のホームページ					
「 支出総額		19,008,395			1,082,890」
翌年への繰越額		446,963」			591,490」
を					
「 支出総額		19,058,395			699,665」
翌年への繰越額		396,963」			208,265」
に、					
2(2)中					
「 政治活動費		2,793,144」			7,295,392」
を					
「 政治活動費		2,843,144」			6,803,992」
に、					
「 選挙関係費		250,000」			
を					
「 選挙関係費		300,000」			
に、					
「 合 計		19,008,395」			
を					
「 合 計		19,058,395」			

に改める。

地域政策研究会のうち1中

「 支出総額		7,295,392			
翌年への繰越額		959,300」			
を					
「 支出総額		6,803,992			
翌年への繰越額		1,450,700」			
に、					
2(2)中					
「 機関紙誌の発行その他の事業費		1,082,890」			
を					
「 機関紙誌の発行その他の事業費		591,490」			
に、					
「 機関紙誌の発行事業費		699,665」			
を					
「 機関紙誌の発行事業費		208,265」			
に、					
「 合 計		7,295,392」			
を					
「 合 計		6,803,992」			
に改める。					
一友会の項を次のとおり改める。					
政治団体の名称	一友会				
資金管理団体の届出をした者の氏名	鷹野一雄				
資金管理団体の届出に係る公職の種類	山梨県議会議員				
報告年月日	平成20年3月19日				
1 収入・支出の総額					

(1) 収入総額		5,200,664円
ア 前年繰越額		568円
イ 本年収入額		5,200,096円
(2) 支出総額		5,189,571円
(3) 翌年への繰越額		11,093円
2 収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
イ 寄附		5,200,000円
(ア) 寄附		5,200,000円
a 個人からの寄附		5,100,000円
c 政治団体からの寄附		100,000円
カ その他の収入		96円
10万円未満の収入		96円
合計		5,200,096円
【寄附の内訳】		
ア 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
鷹野一雄	5,000,000円	中巨摩郡昭和町
その他	100,000円	
小計	5,100,000円	
ウ 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
その他	100,000円	
小計	100,000円	
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費		2,454,047円
(ア) 人件費		485,000円
(ウ) 備品・消耗品費		148,060円
(エ) 事務所費		1,820,987円
イ 政治活動費		2,735,524円
(ア) 組織活動費		1,719,504円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費		864,366円
b 宣伝事業費		864,366円

(才) 寄附・交付金 151,654円
合計 5,189,571円

山梨県選挙管理委員会告示第三十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙（山梨県第一区又は山梨県第二区のうち一方の選挙区において行われる同法第百九条の規定による再選挙及び同法第百十三条第一項の規定による補欠選挙を除く。）の期日と同日に行われる衆議院比例代表選出議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関し、甲府市の区域を分けて次のとおり開票区を設ける。

平成二十年十月六日

山梨県選挙管理委員会
委員長 新海治夫

開票区名	区	域
第一区開票区	山梨県第一区の選挙区の区域	
第二区開票区	第一区開票区の区域を除いた区域	

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙（山梨県第一区又は山梨県第二区のうち一方の選挙区において行われる同法第百九条の規定による再選挙及び同法第百十三条第一項の規定による補欠選挙を除く。）の期日と同日に行われる衆議院比例代表選出議員及び参議院議員の選挙に関し、笛吹市の区域を分けて次のとおり開票区を設ける。

平成二十年十月六日

山梨県選挙管理委員会
委員長 新海治夫

開票区名	区	域
第一開票区	山梨県第一区の選挙区の区域	

第一開票区

第一開票区の区域を除いた区域

山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙（山梨県第二区又は山梨県第三区のいずれか一方の選挙区において行われる同法第百九条の規定による再選挙及び同法第百十三条第一項の規定による補欠選挙を除く。）の期日と同日に行われる衆議院比例代表選出議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関し、中央市の区域を分けて次のとおり開票区を設ける。

平成二十年十月六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海治夫

開票区名	区	域
中央市第一開票区	山梨県第三区の選挙区の区域	
中央市第二開票区	中央市第一開票区の区域を除いた区域	

山梨県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十八条第二項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙（山梨県第二区又は山梨県第三区のいずれか一方の選挙区において行われる同法第百九条の規定による再選挙及び同法第百十三条第一項の規定による補欠選挙を除く。）の期日と同日に行われる衆議院比例代表選出議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関し、身延町の区域を分けて次のとおり開票区を設ける。

平成二十年十月六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 新海治夫

開票区名	区	域

身延町第一開票区

山梨県第二区の選挙区の区域

身延町第一開票区の区域を除いた区域